

「京都府環境影響評価条例」の一部改正案の骨子 について意見を募集します

平成23年4月に環境影響評価法の一部が改正され、事業の計画段階における環境配慮の検討手続（以下「配慮書手続」といいます。）等が導入されたことを受けて、京都府では、「京都府環境影響評価条例の一部改正」について京都府環境審議会に諮問し、法改正の内容を踏まえた条例制度のあり方について検討を進め、同年11月、京都府環境審議会から配慮書手続以外の改正について第1次答申をいただき、同年12月に条例の一部改正を行うとともに、配慮書手続の条例への導入について、引き続き検討を進めているところです。

この度、京都府環境審議会における審議を踏まえ、条例改正案の骨子を取りまとめましたので、これに関して御意見をお寄せください。

また、お寄せいただいた御意見については、御意見に対する京都府の考え方を整理の上、公表することとしております。

なお、個々の御意見には直接回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見募集期間

平成25年10月4日（金）から10月28日（月）まで

2 意見の送付方法

- 郵便、ファックス、電子メールのいずれかの方法で「京都府文化環境部環境・エネルギー局環境管理課」宛てにお送りください。（様式は自由です。）
- 御意見の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えなければ、住所、氏名及び電話番号を併せてお知らせください。
- なお、恐れ入りますが、電話での意見提出は御遠慮願います。

(1) 郵送の場合

〒602-8570（専用番号のため住所記載は不要）

京都府文化環境部環境・エネルギー局環境管理課 宛て

(2) ファックスの場合

ファックス番号：075-414-4710

(3) 電子メールの場合

kankyoka@pref.kyoto.lg.jp

3 公表資料

「京都府環境影響評価条例」の一部改正案の骨子

※ 公表資料は、京都府ホームページでもご覧いただけます。

(<http://www.pref.kyoto.jp/assessment/pcomment/index.html>)

4 お問い合わせ先

京都府文化環境部環境・エネルギー局環境管理課

電話番号：075-414-4715【直通】

- 様式は自由ですが、よろしければお使いください。

〒602-8570 京都府文化環境部環境・エネルギー局環境管理課

ファックス：075-414-4710

電子メール：kankyoka@pref.kyoto.lg.jp

「京都府環境影響評価条例」の一部改正案の骨子に対する意見記入用紙

「京都府環境影響評価条例」の一部改正案の骨子に対する御意見や御感想、御提案などを自由にお書きください。

御意見の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えなければ、住所、氏名及び電話番号をお書きください。（この目的以外で使用することはありません。）

住所			
氏名		電話番号	

※ 意見募集期間：平成25年10月4日（金）から10月28日（月）

「京都府環境影響評価条例」の一部改正案の骨子

1 条例改正の背景

- (1) 環境影響評価は、大規模な土地の形状の変更、工作物の新設等を行うに当たり、その事業が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、住民等の意見を聴き、適切な環境保全対策を講じることを通じ、より環境への影響に配慮した事業とする環境保全上極めて重要な手続です。
- (2) 京都府では、平成11年6月、環境影響評価法（以下「法」という。）の施行とともに京都府環境影響評価条例（以下「条例」という。）を全面施行し、従来の要綱に基づく行政指導としての制度に代わり、法と条例が一体となった環境影響評価制度を運用しています。
- (3) 平成23年4月の法の一部改正により、新たに事業計画の決定前に行う「計画段階環境配慮書手続」（以下「配慮書手続」という。）が導入されたことを踏まえ、条例に同様の手続を導入しようとするものです。

※ 法改正事項のうち、方法書説明会の開催、図書のインターネット公表等の住民等の理解向上のための手続については、平成23年12月に条例を改正し、法と同時施行しております。

2 条例改正の考え方

- (1) 従来の法及び条例による環境影響評価は、事業計画の枠組みが決定した後、その諸元に基づき、詳細な調査、予測及び評価を行い、明らかになった環境影響に対し、環境保全措置を検討するもの（以下「事業アセス」という。）です。
事業アセスは、事業計画がほぼ固まっているため、精度の高い予測ができますが、明らかとなった環境影響に対し、柔軟に対応することは難しい場合があります。
- (2) 法に導入された配慮書手続は、いわゆる戦略的環境アセスメントの概念に含まれるもので、事業を実施しようとする者が、事業の位置、規模等の検討段階において、原則として複数案を環境面から比較・検討し、その結果について第三者の意見を聴き、計画の決定に反映させる手続です。
- (3) 計画の決定前に環境影響評価を行うことは、事業による環境影響に対する、より柔軟な環境保全措置を可能とするものであり、条例においても、法と同等の手続を導入するものです。

3 具体的な改正内容

(1) 配慮書手続の対象事業

- ア 条例第一種事業を実施しようとする者及び法第二種事業を実施しようとする者（法による配慮書手続を実施する者を除きます。）は、条例による配慮書手続を実施しなければならないものとします。
- イ 条例第二種事業を実施しようとする者は、条例による配慮書手続を実施することができるものとし、その場合においては、知事にその旨を届け出るものとします。

（事業の一覧表は別表のとおり）

- ① 条例第一種事業は、条例による事業アセスを必ず実施しなければならない事業です。第一種事業を実施しようとする者は、当該事業の計画の立案の段階で、配慮書手続を行わなければならないものとします。
- ② 法第二種事業は、規模としては条例第一種事業と同等の事業で、法による事業アセスの実施の必要の有無を許認可権者等が判定する事業です。法による配慮書手続については、事業者が実施をするかしないかを自ら選択できることとされました。法第二種事業を実施しようとする者が、法による配慮書手続を実施しない場合には、条例による配慮書手続を義務付けることとします。（つまり法か条例のいずれかの配慮書手続を実施する必要があることとなります。）
- ③ 条例第二種事業は、条例第一種事業に準じる規模の事業で、現行条例による事業アセスを実施する必要の有無を知事が判定する事業です。配慮書手続については、事業者自らが実施するかしないかを決定し、実施する場合には知事に届出を行うこととします。

(2) 配慮書手続の概要

ア 計画段階配慮事項の検討

(1)の事業を実施しようとする者（以下「事業者」といいます。）は、当該事業の計画の立案の段階において、事業の位置、規模又は施設の配置、構造等を決定するに当たり、事業による環境影響を受けるおそれがあると想定される地域における当該事業に係る環境の保全及び創造のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」といいます。）についての検討を行わなければならないものとします。

- ① 事業者は、原則として事業の位置・規模等に係る複数案を、環境面から比較、検討しなければならないものとします。
- ② なお、事業の特性により複数案を設定できない場合は、単一案を設定し、その理由を明らかにしなければならないこととする旨を、規則、技術指針等で規定することとします。

イ 配慮書の作成

事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果等を記載した配慮書及びその要約書を作成し、知事及び関係する市町村長に提出しなければならないものとしします。

ウ 配慮書の公告及び縦覧等

(ア) 知事は、配慮書等の提出を受けたときは、速やかに、その旨を公告し、配慮書等の写しを公告の日から1月間縦覧に供するものとしします。

(イ) 事業者は、上記縦覧期間中、インターネットその他の方法により配慮書等を公表するものとしします。

法との相違：法では、事業者が縦覧等の主体とされています。

エ 住民等の意見書の提出

(ア) 配慮書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに意見書を知事に提出することができるものとしします。

(イ) 知事は、意見提出期限後速やかに、意見書を事業者及び関係する市町村長に送付するものとしします。

法との相違：法では、住民意見の聴取は、事業者の努力義務とされています。
なお、聴取しない場合は、配慮書にその理由を記載しなければならないこととされています。

オ 知事意見書の作成

(ア) 知事は、配慮書の内容について、京都府環境影響評価専門委員会の意見を聴いた上で、環境の保全及び創造の見地からの意見書を作成し、これを事業者に送付するとともに関係する市町村長にその写しを送付するものとしします。

(イ) 知事意見書の作成に当たっては、関係する市町村長の意見を聴き、これを考慮するとともに、エの意見書の内容に配慮するものとしします。

条例による事業アセスにおける知事意見作成手順と同等の手法をとろうとするものです。

カ 配慮書手続中の手続の変更等

事業者は、配慮書の公告から方法書の公告までの間において、(1)の事業を実施しないこととした場合等においては、その旨を知事及び関係する市町村長に届け出るものとし、知事は、その内容を速やかに公告するものとします。

手続の過程において、事業を実施しないこととした場合や、事業の想定規模が縮小されるなどして対象事業でなくなった場合には、事業者はその旨を届出させ、知事はその内容を公告することにより、条例手続が終了したことをお知らせすることとするものです。

キ 事業計画の決定及び事業アセスへの反映

事業者は、配慮書の内容を踏まえ、知事及び住民等の意見を考慮して、事業が実施される区域等を決定し、方法書に配慮書手続において検討した事項を記載するものとします。

ク 都市計画に位置付けられる事業等の特例

対象事業が都市計画事業である場合には、当該配慮書手続は、都市計画決定権者が知事である場合は、知事が行うものとし、都市計画決定権者がその他の者である場合は、当該都市計画決定権者が行うことができるものとします。

条例による事業アセスと同様の枠組みとしようとするものです。

法及び条例対象事業一覧表

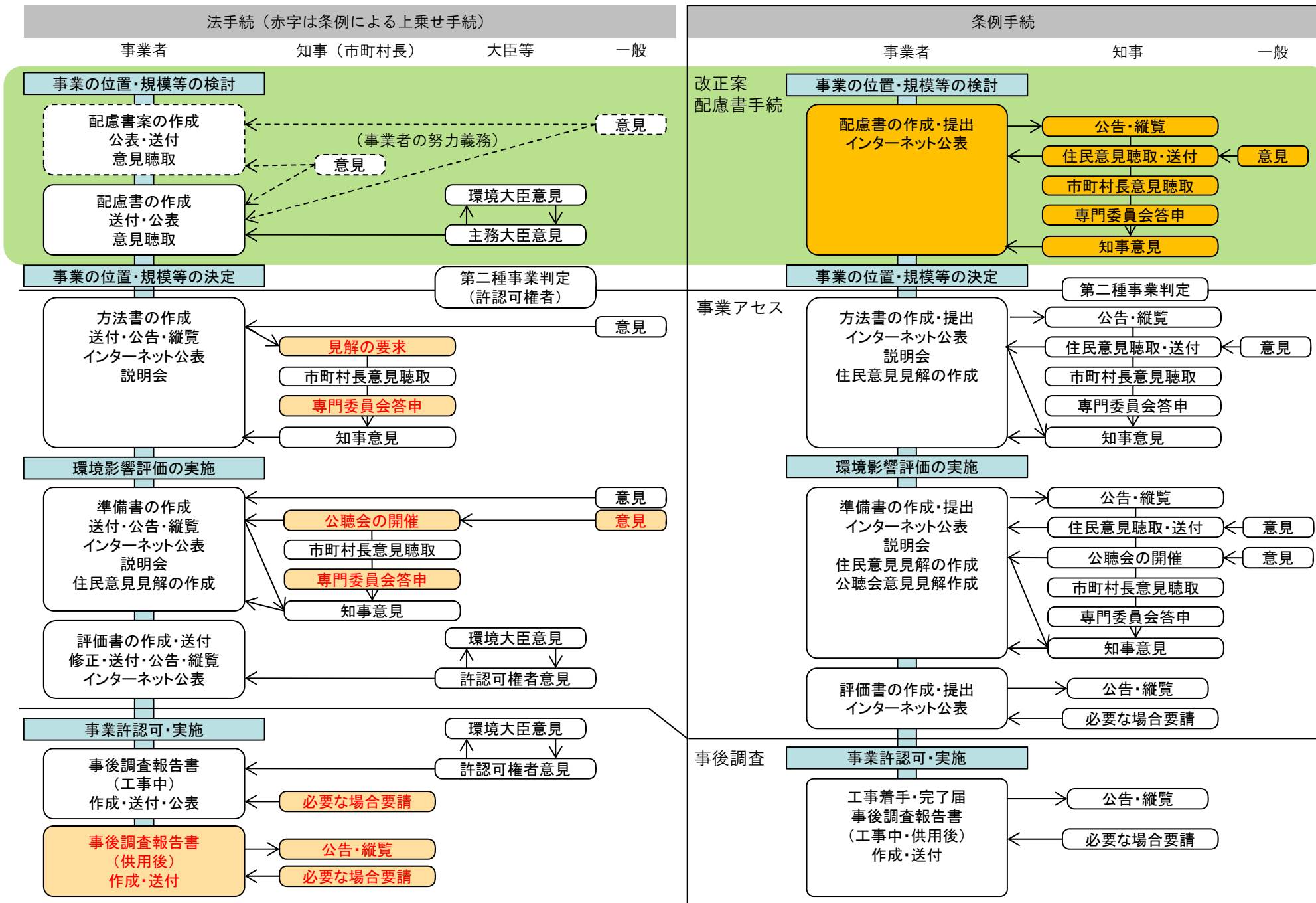
今回の改正案(条例配慮書手続)の対象事業

事業の種類・内容	法第一種事業	法第二種事業	条例第一種事業	条例第二種事業
	配慮書手続(法)	事業者の任意		
(条例改正案)	必須	法手続をしない場合必須※	必須	事業者の任意
事業アセス(法)	必須	許認可権者等が判定		
(条例)		法手続不要な場合必須※	必須	知事が判定
1 道路				
高速自動車国道	全て			
首都高速道路等	4車線以上のもの			
(1) 一般国道等	4車線・10km以上	4車線・7.5km以上	同左	4車線・5km以上
(2) 林道	幅員 6.5m・20km以上	幅員 6.5m・15km以上	同左	幅員 6.5m・10km以上
(3) 特定地域林道			幅員 5m以上・10km以上	
(4) その他の道路			4車線・7.5km以上	4車線・5km以上
2 ダム等				
(1) ダム	貯水面積 100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
(2) 堰	湛水面積 100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
(3) 放水路	土地改変面積 100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
3 鉄道				
新幹線鉄道	全て			
(1) 普通鉄道	長さ 10km以上	7.5km以上	同左	5km以上
(2) 新設軌道	長さ 10km以上	7.5km以上	同左	5km以上
4 飛行場				
	滑走路長さ2,500m以上	1,875m以上	同左	1,400m以上
5 発電所				
(1) 水力発電所	出力 30,000kW以上	22,500kW以上	同左	16,500kW以上
(2) 火力発電所	出力 150,000kW以上	112,500kW以上	同左	84,000kW以上
地熱発電所	出力 10,000kW以上	7,500kW以上		
原子力発電所	全て			
風力発電所	出力 10,000kW以上	7,500kW以上	1,500kW以上	
6 廃棄物処理施設				
最終処分場	埋立処分場所面積 30ha以上	25ha以上	5ha以上	
廃棄物焼却施設			処理能力 4t/時間以上	
し尿処理施設			処理能力 100kl/日以上	
7 水面の埋立て及び干拓				
	50ha超	40ha以上	同左	30ha以上
8 土地区画整理事業				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
9 新住宅市街地開発事業				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
10 工業団地の造成事業				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
11 新都市基盤整備事業				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
12 流通業務団地造成事業				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
13 住宅団地の造成事業				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
14 工場又は事業場の設置				
			最大燃料使用量 15kl/h以上 平均排水量 1万㎡/日以上	10kl/h以上 7,500㎡/日以上
15 農用地の造成				
			75ha以上	50ha以上
16 レクリエーション施設用地の造成				
			75ha以上	50ha以上
17 2以上の事業が併せて一の事業として行われるもの				
			75ha以上	50ha以上

※ 地熱発電所を除く。

備考) 網掛け・太字 = 法第二種事業規模未達の事業又は法対象事業以外の事業を条例対象事業としているもの
 特定地域 = 自然公園法、森林法、京都府環境を守り育てる条例等により指定等されている地域

法と条例改正案の骨子の手続フローの対比



※ 黄色の部分が今回追加を検討している手続です。